

(1) 貴州の土の昔

指

外資二十二名ハ五名ハ煤礦書ヲ提出シタ
 効メテ煤業ヲ振出スルハ河端シ、越ヘテ正月三日午前十時
 業員大會ヲ開シテ決議ニ列テ煤業ノ其結果幾ノ回答ハ一應受諾シ
 一旦新田常務理事ノ職務ニテ續充シタル合同條「煤礦工」再

◎ 煤礦工煤年薪再登ノ料

及ハ煤業ノ新田常務理事ハ廿三日福京セリタリ。
 煤礦對峙ハ煤礦工スルロイ、ナリ、無事ニ續充シタルノ回答マ替
 新田常務理事マ通令ニ出シ、此類ハ新田常務理事ノ主旨ニ基キ一和
 スルロイ、シ、一旦其煤ハ煤業ナリ。越ヘテ正月廿六日同列ハ
 煤業ノ對峙シ、各縣合辦煤業ノ對峙ノ結果、効メテ新田常務理事ニ回答
 即ニ兩縣煤業ニ續充シタル結果、兩縣煤業ヲ新田常務理事ノ主旨ニ
 然シ會煤對峙ニ課シテハ煤業煤業ニ課シテハ實行ナシタルハイ煤

煤礦工ノ對峙會大別支派

財團法人協調會大阪支所

- (1) 請負工單價二割値上
- (2) 常備工日給二割値上
- (3) 退職手當ノ制定

- (イ) 勤続一年未満ハ日給二十五日分
- (ロ) 同 一年以上三年迄ハ一ヶ月毎ニ一日分加算
- (ハ) 同 三年以上五年迄ハ一ヶ月毎ニ貳日分加算
- (ニ) 同 五年以上十年迄ハ一ヶ月毎ニ三日分加算
- (ホ) 同 十年以上ハ一ヶ月毎ニ四日分加算

右歎願書ヲ提出ニ先立チ職工側ハ工場内各職場ニ於テ「再ビ要
 求提出、六日ノ回答如何ニヨツテハ直チニ最後ノ武器ニ訴ヘヨ
 ウ」トノ概文ヲ撒イテ一般職工ノ戦意ヲ煽動スルト等シク一方
 テハ爭議基金ノ醸出運動ヲ開始シ、三日迄ニ約六百圓ヲ募集
 スルコトガ出来タ。越ヘテ四日尼ヶ崎聯合會幹部ニ於テハ合同